ハチの巣採用 利用規約

ハチの巣採用利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社UNITEAGENT（以下「当社」という。）が提供する求人掲載サービス「ハチの巣採用」（以下「本サービス」という。）の利用に関し、当社及び利用者の権利義務その他の条件を定めるものとする。

第1条　適用及び個別条件

1　本規約は、本サービスを自己の事業のために利用する法人又は個人事業主（以下「利用者」という。）と当社との間に成立する本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2　申込書、申込確認書その他の書面又は電磁的記録により当社と利用者が個別に合意した条件（以下「個別条件」という。）が本規約と抵触する場合、当該個別条件を優先する。広告における一般的な案内のみをもって、個別条件の合意が成立したものとはみなさない。

第2条　利用申込み及び契約の成立

1　利用者は、本規約並びに利用料金、支払方法、契約期間、自動更新、解約期限及び原稿修正費用に係る説明を確認し、これらに同意した上で、当社所定の方法により利用を申し込むものとする。本契約は、当社による承諾の通知が利用者に到達した時に成立する。

2　当社は、申込内容の虚偽、法令に違反する求人、第三者の権利侵害、過去の料金不払その他本サービスの提供に支障を生じさせる事由がある場合、申込みを承諾しないことができる。利用者は、申込内容に変更が生じたときは、速やかに当社に通知しなければならない。

第3条　本サービスの内容及び掲載媒体

1　本サービスは、利用者の求人原稿について、建設業専門求人サイトへの掲載、求人ボックス・Indeed・スタンバイ・Googleしごと検索への有料掲載対応及びInstagram・TikTokへの掲載を行うサービスである。このうち、求人ボックス・Indeed・スタンバイについては有料配信を行い、Googleしごと検索については検索表示に向けた掲載連携・設定等を有料で提供する。Googleしごと検索の有料掲載対応は当社が提供する業務の対価を意味し、Googleの有料広告枠の購入又は検索表示の保証を意味しない。これらの費用は第4条の月額料金に含まれる。

2　媒体ごとの掲載形式、有料配信の予算配分・期間・設定、SNSの投稿形式・時期等は、申込時に明示する提供条件に従う。各媒体への同額配分、常時配信、SNS広告の有料出稿、動画制作その他明示のない制作業務は含まれない。

3　当社は掲載・配信に必要な作業を行うが、媒体の審査、仕様、掲載基準、検索処理等により、掲載開始時期や反映時期が異なる場合がある。掲載できない媒体が判明した場合は、その理由と対応方針を利用者に通知し、サービス内容の重要な変更は協議する。

4　応募数、採用人数、表示回数、クリック数、検索順位、全媒体への掲載又は採用成果を保証するものではない。ただし、当社が合意した業務を実施する義務を免れるものではない。

第4条　原稿の単位及び利用料金

1　本サービスの利用料金は、求人原稿1原稿当たり月額金8,800円（消費税及び地方消費税を含む。以下、表示料金について同じ。）とする。複数の原稿を契約する場合の月額料金は、当該単価に契約原稿数を乗じた額とする。同一原稿を複数の媒体に展開することのみを理由として、媒体数に応じた追加の月額料金は発生しない。

2　1原稿の対象となる職種、雇用形態、勤務地等の募集単位と契約原稿数は、申込時に特定する。別原稿の追加や原稿の差替えが必要となる変更は、実施前に区分と料金を提示し、利用者の同意を得る。

3　合意した通常の掲載・配信の範囲について、月額料金以外の追加費用は発生しない。ただし、第7条の有料修正、追加原稿その他利用者が別途申し込み、事前に料金へ同意した業務は除く。

第5条　契約期間及び自動更新

1　料金の対象期間は毎月1日から末日までの暦月単位とし、初回の掲載開始日と対象月は、申込時に書面又は電磁的方法で明示する。月途中に開始した場合も初回対象月の料金は1か月分とし、日割り計算は行わない。

2　第8条に従った解約の申出がない限り、契約は翌月以降も1か月単位で自動更新される。契約、更新及び解約の対象は、原稿ごとに管理するものとする。

第6条　支払方法及び前払義務

1　利用料金は前払いとする。初回は、利用者が初回対象月の1か月分の料金を、当社が指定する期限までに指定口座へ振り込む。当社は入金確認及び掲載に必要な情報の受領後、合意した開始日程に従い業務を開始する。振込手数料は利用者の負担とする。

2　利用者は、初回振込み後、当社が案内する決済サービスに登録し、2回目以降の料金を継続決済できる状態にする。登録期限、決済手段及び具体的な決済日は、登録案内・申込内容に明示し、対象月開始前に決済するものとする。

3　初回振込みと継続決済が同じ対象月について重複しないよう管理する。決済の誤り、二重決済その他の過誤入金は、第9条の返金制限の対象外とし、返還又は利用者の同意を得た充当で精算する。

4　決済サービスへの未登録、登録情報の削除、カードの停止・期限切れ、引落し不能又は決済サービス上の継続決済の停止のみでは、本契約の解約にはならない。解約は第8条の方法・期限による。

5　決済不能の場合、利用者は当社指定の期限・方法で未払料金を支払う。当社は支払催告のうえ、掲載・配信を停止することがある。停止のみでは契約は終了せず、第8条又は第12条による終了まで、契約に基づく支払義務は存続する。

第7条　原稿の承認及び修正

1　利用者は、掲載前に原稿内容を確認し、当社所定の方法で承認する。当社は利用者の承認を得た原稿を掲載・配信に使用し、媒体の形式に合わせて、意味や募集条件を変えない範囲で体裁を調整できるものとする。

2　誤字脱字の訂正、句読点又は表記の統一、既存文章の短い言換えその他原稿の構成、募集条件又は訴求内容を実質的に変更しない軽微な修正（以下「微修正」という。）は、無償とする。

3　利用者の依頼による構成の組替え、大幅な加筆若しくは書直し、募集条件若しくは仕事内容の実質的な変更、画像等の再制作その他微修正に該当しない修正は、有償とする。その料金は、1回の修正依頼当たり金5,000円（税込）を下限とし、修正内容及び作業量等に応じ、当社が個別に見積もるものとする。

4　当社は着手前に、無料・有料の区分、作業内容、税込料金及び支払期限を提示し、利用者の同意後に有料修正へ着手する。有料修正の料金も前払いとする。事前の同意なく有料作業を実施し、請求することはない。

5　当社の入力・制作上の誤りの訂正は無償とする。募集終了、誤情報、違法な表示等への必要な掲載停止・訂正は、費用の合意や入金待ちを理由に遅延させない。再制作が必要な場合の作業範囲と費用は別途協議する。

第8条　解約及び掲載停止

1　利用者は、解約により料金の発生を終了させたい月（以下「解約対象月」という。）の前月10日までに、当社指定の窓口へ、メール、業務用チャット、解約フォーム等のその内容を記録及び保存できる方法で解約を申し出るものとする。締切は日本時間の10日23時59分とし、当社への到達を基準とする。

2　解約の申出には、利用者の名称又は氏名、対象原稿及び解約対象月を明記しなければならない。当社は受付内容と契約終了日を通知する。当社からの返信の遅延のみを理由として、期限内に到達した申出を期限後の申出として取り扱わない。

3　第1項の期限までに申出が到達した場合、契約は解約対象月の前月末日をもって終了し、解約対象月以降の料金は発生しない。締切を過ぎた場合、解約対象月の料金は発生し、その翌月分から解約となる。

4　例として、5月分から解約を希望する場合、4月10日までに申し出なければならない。4月10日までに申出が到達すれば4月30日で契約終了となり、5月分の料金は発生しない。4月11日以降、5月10日までに申出が到達した場合は5月分の料金を請求し、5月31日で契約終了、6月分から解約となる。

5　利用者による掲載停止の申出も解約の申出として取り扱い、料金の発生終了に関して本条と同じ期限・方法を適用する。対象原稿が一部の場合は、その原稿についてのみ解約となる。

6　前項は、掲載停止の実施自体を解約日まで留保する趣旨ではない。採用決定、募集終了、求人情報の誤り等により掲載停止又は訂正を求められた場合、当社は法令及び媒体の手続に従い遅滞なく対応する。この場合も契約終了日までの料金は、第9条に定める場合を除き発生する。

7　媒体のキャッシュ、転載、検索結果等には削除・更新の反映に時間を要する場合がある。当社は、自ら管理できる範囲で停止し、外部媒体には必要な停止・更新手続を行う。

8　決済サービスの登録前後、支払方法の変更前後及び初回対象月についても、本条の解約ルールを同様に適用する。当社は契約終了後の対象月について継続決済を行わないよう処理する。

第9条　返金の取扱い及び精算

1　当社は、利用者の都合による解約若しくは掲載停止、月の途中における利用終了、応募若しくは採用の不成立又は利用者による資料提出若しくは原稿確認の遅延等を理由として、受領済みの料金を返還しない。日割精算その他の方法による返金も行わないものとする。ただし、次項及び第3項に定める場合を除く。

2　当社の都合により本契約を終了させる場合は、前項を適用しない。この場合、当社は、未提供期間に対応する前受料金を返還し、月の途中で終了する場合は、必要に応じ、当該月の暦日数を基準として日割精算を行うものとする。

3　当社の責めに帰すべき事由による重大な不履行を理由とした契約解除、過誤入金その他法令上返還が必要となる場合にも、第1項によって返還義務を免れるものではない。

4　解約前に適法に発生した未払料金及び利用者が同意済みの有料修正費用の支払義務は、解約後も存続する。ただし、未実施の有料業務は、その履行状況と法令に従い精算する。

第10条　求人情報及び提供素材

1　利用者は、求人情報が法令に適合し、正確かつ最新であることを確認し、募集終了や条件変更があった場合は速やかに当社へ通知する。当社も、求人情報の正確性を保つために必要な確認・訂正・停止を行う。

2　利用者は、提供する文章・写真・ロゴ等について、本サービスでの使用、編集及び掲載に必要な権限を有することを確認する。当社は、本契約の履行に必要な範囲でこれらを利用し、外部媒体へ提供することができる。

3　第三者の権利侵害、虚偽表示、法令違反等が判明した場合、当社は該当原稿の掲載・配信を停止し、利用者に訂正等を求めることができる。

第11条　秘密保持及び個人情報の取扱い

1　当社及び利用者は、本サービスに関連して知った相手方の非公開情報を、契約履行以外の目的で使用せず、法令上の義務又は本人の同意がある場合を除き第三者に開示してはならない。履行に必要な委託先への提供には、適切な管理及び監督を行う。

2　応募者等の個人情報は、採用目的及び本人に明示した利用目的の範囲でのみ取り扱い、安全管理措置を講じる。応募者情報の第三者提供、委託、保存・削除等は、法令及び当社が別途公表するプライバシーポリシーに従う。

第12条　当社による提供停止及び契約解除

1　利用者に未払い、規約違反その他是正可能な違反がある場合、当社は相当期間を定めて是正を求め、是正されないときは本サービスの停止又は契約解除をすることができる。違法求人、重大な権利侵害、反社会的勢力との関係等により緊急の対応が必要な場合は、事前催告なく停止又は解除することができる。

2　当社は、前項による措置の理由及び対象を利用者に通知するものとする。利用者の責めに帰すべき事由により本契約を解除した場合であっても、契約終了後の期間に係る月額料金を継続して発生させるものではない。受領済み料金の返還及び未払料金等の精算は、第9条の定めによる。

第13条　提供障害及び損害賠償

1　媒体の障害、審査変更、災害その他合理的な管理の及ばない事由で業務に支障が生じた場合、当社は必要な対応と状況の通知に努め、重大又は長期の提供不能については今後の対応と料金の取扱いを協議する。

2　当社の通常の過失により利用者に損害が生じた場合、賠償範囲は現実に生じた通常かつ直接の損害とし、その総額は原因となった対象原稿について直近3か月分の利用料金を上限とする。当社の故意又は重大な過失による場合及び法令上制限できない責任については、この制限を適用しない。

第14条　規約の変更及び一般条項

1　当社は、法令に定める要件を満たす場合に本規約を変更し、変更内容と効力発生日を事前に通知する。料金その他重要な条件の変更について、法令上必要な場合は利用者の同意を得る。

2　本規約の一部が無効であっても、その他の部分は引き続き有効とする。定めのない事項や疑義は、法令に従い誠実に協議して解決する。

3　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

運営会社　株式会社UNITE AGENT